

新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします

手洗いの徹底

爪は短く切り、指先や爪の間、手首も念入りに洗いましょう。



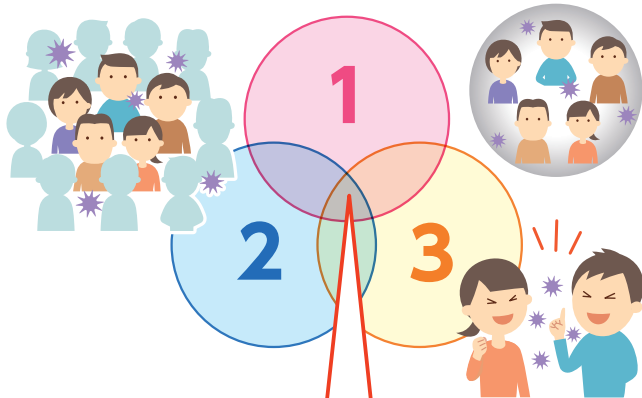
咳エチケットの徹底



マスク着用やティッシュ・ハンカチで口・鼻を押さえましょう。

3つの「密」を避ける

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生リスクが高い!

県の対策や予防法などは下記の
一般相談(コールセンター)に
ご相談ください。

■一般相談(コールセンター)

☎0120(567)177

月～金曜日 午前8時30分～午後9時

土日祝日 午前8時30分～午後5時15分

感染したかも?と思ったら

- ・息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある
- ・風邪症状が続いている(4日以上続く場合は必ず)
- ・高齢者や基礎疾患等がある方、妊娠中の方で発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある

➡**帰国者・接触者相談センター**へご相談ください。

ご相談の結果、感染疑いがある場合には専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

■帰国者・接触者相談センター

☎0120(567)747 24時間(毎日)

最新情報はこちらをご確認ください

福島県 地域医療課 検索



国や県等が発表する情報に注意し、落ち着いた行動をとっていただくようお願いします。





生活福祉資金のご案内

休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

休業された方向け(緊急小口資金)

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額

- 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- その他の場合、10万円以内

■据置期間

1年以内

失業された方等向け(総合支援資金)

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- (2人以上)月20万円以内 ●(単身)月15万円以内
- ※貸付期間は原則3月以内

■据置期間

1年以内

◆問い合わせ先 お住まいの市町村社会福祉協議会または県庁社会福祉課 ☎024(521)7322

福島県 緊急小口資金等特例貸付 [検索](#)

雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例措置

経済上の理由により休業等を行った事業主が、労働者に対して支払った休業手当等の一部を助成します。詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

■緊急対応期間 4月1日から6月30日まで

■助成率 上記期間は休業手当相当額に対し、
中小企業4/5、大企業2/3
(解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4) ※いずれも上限額あり(4月1日現在)

※上記期間は雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象

◆問い合わせ先 お近くのハローワーク

厚生労働省 雇用調整助成金 [検索](#)

労働関係の電話相談窓口

中小企業経営者や労働者の方々の労働関係の相談に応じるため、福島県社会保険労務士会内に電話相談窓口を開設しましたのでご利用ください。

■電話番号 ☎024(526)2270

※月～金曜日(祝休日除く) 午前9時～午後4時

■受付内容

雇用調整助成金等を始めとする各種助成金、特別有給休暇および休業手当等に関する相談など

◆問い合わせ先

県庁雇用労政課 ☎024(521)7289

新型コロナ 福島県社会保険労務士会 [検索](#)

新型コロナウイルス対策特別資金(無利子型)

売上が5%以上減少した県内中小企業者への資金繰り支援として実質無利子(保証料ゼロまたは1/2)の「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設しました。詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

■融資限度 3,000万円

■利率 当初3年間実質無利子

■融資期間 10年以内(うち据置5年以内)

■取扱期間 令和2年12月31日受付分まで

■申込先 県内金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

◆問い合わせ先 県庁経営金融課 ☎024(521)7288

福島県中小企業制度資金 [検索](#)

詐欺にご注意ください

新型コロナウイルスの関係で国から10万円の給付金を振り込むのでATMに行ってください。



水道管に付着したコロナウイルスを取り除きます。

行政機関が、新型コロナウイルス関連の給付金等の交付手続きについて、個別に電話することはありません。このような電話やメールが来た場合は、すぐに110番または最寄りの警察署に通報してください。



◆問い合わせ先

県警察本部生活安全企画課 ☎024(522)2151